

「まきペイ」参加店舗の募集について

1 趣旨

牧之原市独自のデジタルポイント「まきペイ」の発行にあたり、取扱参加店舗（以下、「参加店舗」という。）を募集するため、必要な事項について定める。

2 参加店舗の登録資格

登録資格は、牧之原市内に店舗もしくは事業所がある事業者であること。

3 参加店舗の募集受付期間

令和6年5月21日（火）～

4 参加店舗の対応範囲

参加店舗として登録する際、店頭現金チャージ対応可、カード型決済対応可、スマホ型決済対応可を選択することができる。それぞれの対応範囲は下記表の通り。

	①店頭現金チャージ ＋カード型決済 ＋スマホ型決済	②カード型決済 ＋スマホ型決済	③スマホ型決済
店頭現金チャージ対応 (カード型・スマホ型)	○	×	×
カード型決済 (参加店舗が操作)	○	○	×
スマホ型決済 (消費者が操作)	○	○	○
残高照会(カード型) (参加店舗が操作)	○	○	×
必要設備	スマートフォン または タブレット ※インターネットに繋がること		なし

5 デジタルポイントの利用制限

下記のようなご利用は対象になりませんのでご注意ください。

<法令等で対象にできないもの>

たばこ、保険診療、保険契約、処方箋に基づく薬代 など

<換金性が高いもの>

商品券、図書券、ビール券、プリペイドカード、切手、印紙 など

<公共料金など>

税金、電気・都市ガス・水道料金、家賃、コンビニエンスストアなどでの収納代行 など

※違反が確認された場合には事業対象店舗から除外します。

6 デジタルポイントの換金方法

(1) 店頭で利用されたポイントを運営事務局で確認 ※店舗からの報告は不要

(2) 月末で締め、翌月3営業日以内に銀行振込またはセブンイレブンATMより出金

(3) 振込先は、参加店舗申請時に登録した銀行口座

7 参加店舗の責務

(1) デジタルポイントで購入できない商品を取り扱う参加店舗は、対象外商品を表示すること。

(2) デジタルポイントの交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。

(3) 参加店舗を表示するポスターを消費者の分かりやすい場所に掲示すること。

8 参加店舗募集の周知方法

- (1) 牧之原市商工会ホームページ掲載
- (2) 牧之原市商工会広報「商工会のお知らせ」掲載
- (3) その他

9 参加店舗の登録方法

- (1) 参加店舗の登録を希望する事業所等は、登録WEBフォームで申請、または、まきペイ参加店舗登録申請書(様式1)を郵送、FAX、電子メールいずれかの方法でを運営事務局に提出し、牧之原市商工会の承認を得るものとする。
- (2) 運営事務局は、承認した事業所等へ、参加店舗であることの資材(ポスター、ステッカー等)を配布する。

10 登録参加店舗の周知

- (1) まきペイホームページ
- (2) 新聞折込チラシ
- (3) 牧之原市ホームページ、牧之原市公式LINE、広報まきのほら
- (4) 商工会ホームページ、商工会だより
- (5) その他

11 参加店舗の費用負担

- (1) 参加登録にかかる費用は無料とする。
- (2) 決済手数料が発生します。手数料率などについては別途ご案内します。
※ただし還元キャンペーンの期間中は無料とし、ポイント利用の額面金額を換金します。

12 参加店舗資格の喪失

牧之原市商工会は、本要項に定める行為に違約する行為が認められた場合には、換金の停止、参加店舗の登録取り消しの申し受け等を行うことができる。

13 届出事項の変更

参加店舗は登録事項に変更があったときは、速やかに運営事務局に届け出るものとする。

14 デジタルポイント「まきペイ」発行者

株式会社 GreatValue

(〒107-0052 東京都港区赤坂 4-7-6 赤坂ビジネスコート 204Q TEL 0120-763-761)

ポイント還元キャンペーンについて

1 参加店舗の募集受付期間

「まきペイ」を活用したポイント還元キャンペーンを実施し、市民の購買意識の高揚及び市内商店等の売上向上を図る。

2 参加店舗の募集受付期間

令和6年5月21日（火）～ 令和6年6月7日（金）※キャンペーン第1弾・第2弾
令和6年7月8日（月）～ 令和6年7月26日（金）※キャンペーン第2弾追加募集

3 ポイント還元の内容

(1) 開催期間 キャンペーン第1弾：令和6年7月10日（水）～令和6年7月23日（火）
キャンペーン第2弾：令和6年8月7日（水）～令和6年8月20日（火）

(2) 還元率 50%

(3) ポイント獲得上限：1人1会計につき最大1,000ポイント。（端数切捨て）
第1弾、第2弾 1人各最大3,000ポイントまで

4 還元されたポイントの利用期間

令和6年7月8日（月）～ 令和6年12月31日（火）
※期限内に使われなかったポイントは失効します。

5 参加店舗の登録資格

本キャンペーンへの登録資格は、牧之原市デジタルポイント「まきペイ」に参加している事業者であること。

6 還元キャンペーンポイント発行者

牧之原市商工会

以上